

## 漁業用軽油に係る軽油引取税の 免税措置の堅持を求める意見書

本県の漁業を取り巻く環境は、燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷などにより極めて厳しい状況にある。

また、我が国の漁業は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、全国の漁業者と一丸となって復興に向けて取り組んでいるところであるが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害等により、水産物の消費減退と魚価の低迷は、一層深刻の度を増している。

このような中、漁船の操業において、燃油は不可欠であり、かつコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者も省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は漁業者の努力の範疇を超えていると言わざるを得ない。

こうしたことも踏まえ、漁船の動力源に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、今後、免税措置が打ち切られれば、燃油価格の上昇も含めた負担の増加により、廃業に追い込まれる漁業者が出現することが危惧される。

よって、国においては、漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月8日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	西川公也殿

山形県議会議長 鈴木正法